

愛知教育大学教育臨床総合センター紀要 投稿要項

実施：平成28年7月7日

1. 本誌に掲載する学術論文は、教育臨床研究に関する内容のものとし、当センターにおいて定めた執筆要領により、原稿を作成し、投稿するものとする。教育臨床研究とは発達支援研究も含む教育臨床全般に関連するものをいう。
2. 投稿論文は、当センターの担当教員及び研究協力員に関わる研究をまとめたものであって、印刷物としては未発表のものに限る。ただし、センター紀要編集方針による依頼原稿については投稿資格を制限しないものとする。
 - (1) 学外研究協力員及び学内の専任教員以外の研究協力員は、センター担当教員あるいは専任教員である学内研究協力員が共著者として関与する論文のファースト・オーサーとなることができる。
 - (2) 大学院生は、センター担当教員あるいは専任教員である学内研究協力員の指導のもと、執筆者となることができる。ただし、執筆する大学院生は研究協力員登録をした者に限るものとする。
 - (3) センター担当教員、研究協力員、大学院生が投稿できる論文数は2を限度とする。ただし、多人数による共同研究であって同一テーマでの継続論文にあっては、別途協議することとなる。なお、いずれにあっても同一人がファースト・オーサーとなることができるのは1論文に限る。
3. 本誌は、毎年度1回、電子媒体で刊行するものとする。
4. 投稿希望者は、あらかじめ、別に定める「センター紀要投稿申込書」により、当センターあてに投稿を申込みものとする。
5. 投稿者は所定の原稿表紙を添えて、投稿原稿2部（コピーも可）、および原稿をCD-R等電子媒体に記録したものを提出するものとする。
6. 原稿の提出期限は、当該年度の3月31日（当日が大学の休業日である時は、直後の大学業務日）までとし、その後提出されるものについては、受理しない。
7. 個人情報、顔写真などの個人が断定できるような資料の掲載については、本人の承諾を得ているものとする。または、個人が断定できないような表現方法を用いるか、論文上表記を伏せるものとする。内容が愛知教育大学教育臨床総合センター紀要に不適切、ないし形式が不備であると編集委員会が判断した場合は、差し戻しないし変更を求めるものとする。
8. 著作権の取り扱い
本紀要に掲載された論文の「複製権」と「公衆送信権」の行使について、投稿者は、センター及び本学附属図書館に対してこれを許諾するものとし、許諾の手続きについては別途「愛知教育大学学術情報リポジトリ登録許諾書」により行うものとする。共著者がいる場合は、共著者に事前に確認をとるものとする。
著作権は著者に帰属し、自分の論文を複製、WEB（リポジトリ等）へ掲載等で利用することについては、差し支えはない。